

平成22年度児童入所施設措置費関係の改正点について（案）

1. 事務費関係の改善

(1) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,840円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 5,075,830円 → 5,084,100円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

(2) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円

(3) 個別対応職員雇上費加算

(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円

(4) 夜間警備体制の強化（母子生活支援施設）

1施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額
[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(5) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）

1施設当たり年額 24,210円 → 同 額
[第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定]

(6) 地域小規模児童養護施設

1施設当たり年額 14,603,193円 → 14,616,654円

(7) 小規模分園型母子生活支援施設

1施設当たり年額 7,610,878円 → 7,612,691円

(8) 心理療法担当職員加算

(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)

1施設当たり年額

常勤職員配置 5,322,230円 → 5,329,842円

常勤的非常勤職員配置 3,304,352円 → 3,305,394円

非常勤職員配置 2,203,797円 → 2,203,844円

[心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定]

- (9) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）
 1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額
 [施設機能強化推進費]
- (10) 家庭支援専門相談員加算
 (児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
 1 施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円
- (11) 看護師加算（児童養護施設）
 1 施設当たり年額 4,712,280円 → 4,719,955円
- (12) 入所児童の自立支援
 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
 1 施設当たり年額 1,973,051円 → 1,973,100円
- (13) 業務省力化等勤務条件改善費
 週所定労働時間40時間の実施
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員
 職員1人年額 285,700円 → 同 額
 ②調理員
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (14) 年休代替要員費
 ① 直接処遇職員
 職員1人年額 118,400円 → 同 額
 ② 調理員
 職員1人年額 106,400円 → 同 額
- (15) 社会保険料事業主負担金 17.920% → 17.970%
- (16) 管理宿直専門員
 1 施設当たり年額 1,330,865円 → 1,326,675円
- (17) 職員健康管理費
 常勤・非常勤職員 5,688円 → 5,737円
- (18) ボイラー技士雇上費
 職員1人年額 2,412,067円 → 2,412,114円
- (19) 非常勤保育士賃金
 職員1人年額 232,360円 → 同 額

(20) 非常勤調理員賃金				
職員1人年額		1,670,480円	→ 同	額
(21) 児童自立支援施設学科指導員講師手当				
1施設当たり年額		7,604,240円	→ 同	額
(22) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員50人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費				
職員1人年額		1,866,157円	→ 1,866,204円	
(23) 学習指導費				
(児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)				
1人当たり月額		8,100円	→ 同	額
(24) 嘱託医手当				
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)				
嘱託医1人年額		325,680円	→ 同	額
(児童自立支援施設)				
嘱託医1人年額		651,360円	→ 同	額
(25) 協力医療機関委託費（乳児院）				
1施設当たり年額		740,922円	→ 同	額
(26) 入所児童（者）処遇特別加算				
400時間～800時間		435,000円	→ 同	額
800時間～1,200時間		726,000円	→ 同	額
1,200時間以上		1,016,000円	→ 同	額
(27) 除雪費				
定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額		5,650円	→ 5,670円	
(28) 降灰除去費				
1施設当たり年額		138,700円	→ 139,330円	

2. 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

①児童養護施設

・乳児分1人月額	54,730円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	同	額

②児童自立支援施設

・入所児分1人月額	47,430円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額

③情緒障害児短期治療施設

・入所児分1人月額	47,860円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額

④里親

・乳児分1人月額	54,980円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	同	額

⑤乳児院

・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	同	額
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	同	額

⑥ファミリーホーム

・乳児分1人月額	54,730円
・乳児以外分1人月額	47,430円

⑦自立援助ホーム1人月額

10,340円

⑧母子生活支援施設

・入所者1人月額	3,550円	→	同	額
・保育室保育入所児童				
3歳未満児1人月額	8,890円	→	同	額
3歳以上児1人月額	5,500円	→	同	額

⑨乳児院病虚弱等児童加算費

児童1人月額	90,770円	→	90,800円
--------	---------	---	---------

⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)

・乳児1人日額	1,800円	→	同	額
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	同	額

⑪里親の一時的な休息のための援助経費

年通算7日間(1日当たり)	5,500円	→	同	額
[児童の飲食物費など]				

(2) 被虐待児受入加算費

①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

児童1人月額	26,100円	→	同	額
--------	---------	---	---	---

②一時保護委託

児童1人日額	850円	→	同	額
--------	------	---	---	---

(3) 分娩介助料 1件当たり

148,310円	→	同	額
----------	---	---	---

(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	同	額
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別加算費 児童1人年額	58,100円	→	58,500円	

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	同	額
・中学校第3学年児童1人年額	55,900円	→	同	額
・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。) 児童1人年額	108,200円	→	同	額

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額	39,500円	→	同	額
・中学校 児童1人年額	46,100円	→	同	額

(7) 特別育成費

・国公立分 児童1人月額	22,270円	→	同	額
・私立分 児童1人月額	32,970円	→	同	額
・特別加算費 児童1人年額	58,100円	→	58,500円	

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額	5,070円	→	同	額
--------------------	--------	---	---	---

(9) 児童用採暖費

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,820円	5,220円	3,380円	2,520円	1,260円
乳児院	7,210円	5,660円	3,590円	2,620円	1,260円
母子生活支援施設等	1,130円	960円	590円	380円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり	75,000円	→	77,000円	
特別基準 1件当たり	137,510円	→	同	額
(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり	75,000円	→	77,000円	
特別基準 1件当たり	137,510円	→	同	額
(12) 葬祭費 1件当たり	153,900円	→	同	額

- | | | | | |
|---|------------|---|------------|---|
| (13) 里親手当 児童1人目月額 | 72,000円 | → | 同 | 額 |
| (14) 専門里親手当 児童1人目月額 | 123,000円 | → | 同 | 額 |
| (15) 児童養護施設分園型自活訓練事業
1施設当たり年額 | 4,680,000円 | → | 4,692,000円 | |
| (16) 家族療法事業費
(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)
実施延家族数が年間125家族以上
1施設当たり年額 | 1,998,000円 | → | 同 | 額 |
| 実施延家族数が年間125家族未満
1施設当たり年額 | 999,000円 | → | 同 | 額 |